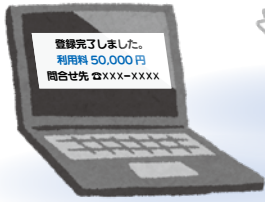


身に覚えのない  
請求がきた…



クーリング・オフの  
仕方が分からない…



事業者との話が  
まとまらない…

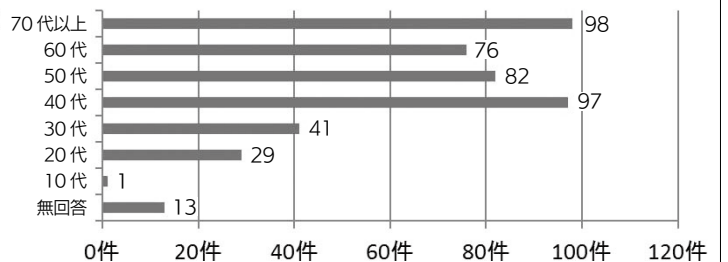


## ◆消費生活相談まとめ（平成 27 年度）

<相談総件数 437 件（羽曳野市消費生活センター）>

前年度に比べ、相談は 50 件以上増えています。年代別では高齢者のトラブルが多く、被害額も高額になり、悪質な事例も増加傾向にあります。また、高齢者の消費者トラブルは、「孤独」「健康」「お金」という 3 つの不安につけ込まれるものが多いため、被害を未然に防ぐにはまわりの方の見守りが大切です。

年齢別相談件数（437 件）



### 一 教えて！消費生活Q & A 一

※このコーナーは、広報「お知らせ」ページで毎月掲載しています。（今月号は非掲載）

#### 「アダルトサイトの架空請求」

**Q.** インターネットを閲覧中に画像の一部をクリックしたら突然アダルトサイトに会員登録完了となり、高額請求画面になった。支払うべきか。

**A.** 契約内容の具体的な表示がなく、突然登録され高額料金を請求されても、これは契約が成立しているとは言えないので、支払う義務はありません。

また、アダルトサイトのトラブルを解決すると謳う業者なども詐欺であるケースが多いので、注意が必要です。

その契約、本当に大丈夫？  
一人で悩んでいませんか？



#### 「新聞の契約」

**Q.** 1 年前、「契約すれば、高額な家電製品を進呈する」と言われ、A 新聞と 5 年間の購読契約をした。家電製品は既に受け取っており、あと 4 年継続して購読しなければならないが、以前購読していた B 新聞の方が読みやすいので、A 新聞を解約したい。中途解約は可能か。

**A.** 最近、新聞の購読契約に関する相談で、大きく次の 2 つの問題点が見られます。

- ①高齢者に対し、長期契約をさせる
- ②高額な景品を渡す（上記事例も該当）

そもそも、景品提供は、「景品表示法」の告示で一定額に定められています。取引価格の 8% または 6 カ月分の購読料の 8% のいずれか低い額で、それを越える額の景品は、授受すること自体、本来はいけないうことです。

新聞の解約はクーリングオフ期間を過ぎると、「購読者の死亡」など、やむを得ない理由がない限り合意解約です。店が応じないと一方的には解約できません。高額な景品につられて、長期契約をしてしまわないよう注意しましょう。

消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーなどが相談に応じます。安心してご相談ください。

- ◆相談は無料、相談室は個室でプライバシーは守られます
- ◆相談・問い合わせは、月・水・木・金 10:00～16:00
- ◆電話による相談・面談による相談どちらでも可能

●● 問合せ ●●

産業振興課 ☎ 947-3715（直通）  
※月・水・木・金 10:00～16:00